森林環境税・森林環境譲与税

令和6年度から森林環境税の課税が始まります

森林環境税・森林環境譲与税は、地球温暖化対策の国際ルール「パリ協定」(平成２７年締結)の目標達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保するために創設されました。

「森林環境税」は、令和６年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市町村が、個人住民税均等割とあわせて１人当たり年額1,０００円を徴収し、その税収の全額が、国からの「森林環境譲与税」として都道府県・市町村に譲与されます。

種別	名称	令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	―	1,000円/年
県民税	個人住民税均等割	2,000円/年	1,500円/年
市民税		3,500円/年	3,000円/年
計		5,500円/年	5,500円/年

※個人住民税均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、臨時措置として年額1,000円が加算されていましたが、臨時措置は令和５年度で終了します。

なお、個人住民税の均等割と同様に、以下の方には森林環境税は課税されません。

- 生活保護法により生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親のいずれかに該当し、前年中の合計所得が１３５万円以下の方
- 合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方
  ２８万円×（同一生計配偶者数＋扶養親族の数＋１人）＋１０万円【＋１6.８万円】
  【】は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

【問い合わせ先】税務収納課市民税班　☎５２－９２９２

森林環境譲与税の活用

令和４年度　森林環境譲与税交付額　１３８,０３６,０００円
令和４年度　森林環境譲与税活用額　１４５,７１９,５４４円（**森林環境譲与税基金取崩額**　６０,１０３,５２８円）

森林環境譲与税は、このような取組に使われています。
●森林整備　●人材育成・担い手の確保　●木材利用や普及ＰＲ

香美市で実施している森林環境譲与税を活用した事業については、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づき、市のホームページで公表しています。
ホームページでは、森林・林業に関わる事業や「香美市森づくり構想」も掲載しています。

香美市森づくり構想はこちらから☞

☝ご意見の投稿はこちら

香美市の森をより良いものにするために、市民の皆さんからご意見を募集しています。皆さまが思い描く香美市の森林を実現するためのご意見をお送りください。いただいたご意見は、農林課で整理した後、「香美市未来の森づくり委員会」で協議し、事業化について検討します。
※いただいたご意見に対し、個別の回答はできませんのでご了承ください。

「かみんぐ Future（フューチャー／未来へ） つなぐ森事業」を始めます

「かみんぐ Future つなぐ森事業」は、市民と行政で協力する（手をつなぐ）、未来の子どもたちへ香美市の森とそれらを取り巻く文化や環境を残し、引き継ぐ（バトンをつなぐ）取り組みです。森づくりによってたくさんのつながりが生まれ、思いを共有する取り組みが広がっていくことを期待して、川を通じて山から海につながる「かみんぐ Future つなぐ森事業」を始めます。

香美市は豊かな森林に恵まれていますが、近年様々な問題を抱えています。香美市の民有林（国有林以外の森林）のうち75％は、人の手によって植えられ、育てられたスギやヒノキの人工林です。これらの人工林の中には、立地条件により木の生育が良くない森林や、木材を運ぶ道がない等林業作業が行いにくい森林があります。

森林が持つ水源かん養機能や土壌保全機能といった公益的機能は、間伐など適切な整備が行われることで発揮されます。森林の働きによる恩恵は、森林所有者だけでなく、社会全体が受益者となるものです。香美市では森林環境譲与税を活用し、令和６年度から**林業経営が成り立ちにくい森林の所有者を対象に、**意向調査を行い、その結果、**市へ経営管理を委ねられた森林については、市が整備**を行います。なお、自ら経営管理を行う森林所有者の森林整備に対しては、既存の各種補助金による支援が行われます。

令和６年度からの取り組み

- 対象地：高知県地域森林計画の対象森林のうち、未来の森づくり委員会で策定した森林の区分図を基に、林業経営が成り立ちにくい森林と判断した森林
- 森林整備の方針：**木材生産を目的としない森林整備**
  香美市森林管理規定に基づいた森林整備を実施していきます。
- 令和６年度の意向調査予定地区：香北町日ノ御子の一部、物部町久保上久保の一部

※意向調査は香美市全域へ一斉に行うものではありません。林班単位で、順次実施します。
※意向調査で市へ経営管理を委ねると回答いただいた森林でも、検討の結果、整備が実施されない場合があります。
※この取り組みは、森林所有者による経営管理方法を制限するものではありません。

取り組みの流れ

【問い合わせ先】農林課 林政班　☎５２－９２８３